

# 郵便入札による一般競争入札の実施について（お知らせ）

長浜市総務部契約検査課

長浜市では、入札・契約制度の透明性、競争性、公正性の一層の向上及び入札参加者の移動コストの軽減や事務の効率化を図るため、平成19年7月1日以降に発注する建設工事等の一部について、地元業者の参加を重視した一般競争入札の拡大と郵便入札方式を試行していますので、以下の事項にご留意ください。

## 一般競争入札について

### 1 対象工事及びその運用について

一般競争入札の対象及び入札参加条件の設定は、対象となる工事の業種に長浜市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者について、簡易条件型と条件付事後審査型に区分し、長浜市建設工事契約審査委員会で決定のうえ運用します。

#### (1) 一般競争入札（簡易条件型・郵便方式）

- ① 予定価格2,500万円以上1億円未満の全業種の工事
- ② 設定する参加条件

格付業種（土木、建築、舗装、電気設備、給排水冷暖房）の工事については、市が適用している「競争入札の格付」を基本とします。ただし、経営事項審査点数、完成工事高等を設定することもあります。

前記以外の工事については、経営事項審査点数、完成工事高等により設定します。

#### (2) 一般競争入札（条件付事後審査型・郵便方式）

- ① 予定価格1億円以上の全業種の工事
- ② 設定する参加条件

地域要件、経営事項審査点数、施工実績、配置予定技術者の資格や施工経験等

※なお、災害復旧工事等の緊急的に対応を要する工事は上記によらず従来の持参による入札会場での入札を行う場合があります。

### 2 公告及び公表について

一般競争入札は公告後、速やかに市ホームページ及び契約検査課掲示板で公表しますのでご確認ください。

簡易条件型は原則、月曜日の午前10時頃に公告し公表します。

条件付事後審査型は随時公告し公表します。

業界新聞には公表後に資料提供します。

## 郵便入札について

### 1 対象

本市が発注する建設工事の一般競争入札のうち、入札公告において「郵便による入札」として指定するものを対象とします。

### 2 設計図書等の配付について

対象工事の入札の参加条件を満たす入札参加希望者は、設計図書・仕様書等（以下「設計図書等」という。）の配付を受ける必要があります。

設計図書等の配付の申し込みは「設計図書等配付申込書」で、契約検査課へファクシミリ（以下「ファックス」という。送信先：0749-65-6580）により、入札公告で指定した期限までに行ってください。市は受付後、設計図書等と入札参加申込書、入札書、入札参加申込専用封筒、開札立会委任状を郵送します。

なお、配付を受けていない者が行った入札参加申込は無効とします。

また、設計図書等を有償とする場合は入札公告に記載しますので、設計図書等に同封の納付書で期限までに納付してください。

### 3 現場説明・設計図書等に関する質問等について

#### (1) 現場説明会について

原則、現場説明会は行いません。

#### (2) 設計図書等に関する質問について

設計図書等に関する質問がある場合は、指定した期限までに、「設計図書等に対する質問書」（指定様式）を契約検査課までファックスにより提出してください。

当該質問に対する回答は、指定した日に市のホームページ及び発注担当課に掲示しますのでご確認ください。

### 4 入札参加の申込みについて

#### (1) 対象工事の入札の参加条件を満たす入札参加希望者は、次により申し込んでください。

① 入札参加申込書、入札書及び見積内訳書（以下「入札書等」という。）に必要事項を記入のうえ、記名し入札使用印を押印する。

② 本市が配付した入札参加申込専用封筒（以下「専用封筒」という。）に必要事項を記入のうえ、入札書等を入れ確実に封かんし、入札使用印で割印する。

入札参加申込に使用する封筒は、原則、専用封筒を使用し、記載例（ホームページ掲載）により記入してください。

なお、入札公告で必要としたその他の書類がある場合は、必ず当該書類も添付してください。

③ 郵便局の窓口で一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、入札公告で指定した郵送開始日以降に、到着期限までに長浜郵便局留で必着するように手続きを行う。

なお、設計図書等に関する質問の有無にかかわらず、質問の回答を本市のホームページ等で確認した後、手続きを行ってください。

指定した方法以外（入札書等を契約検査課へ持参、郵便ポストへの投函、普通郵便、郵便局留でない書留郵便、ファックス等）でした参加申込は無効となります。

郵送開始日から提出期限までに長浜郵便局留で届くよう、ゆとりをもって早めに郵便局窓口で手続きをしてください。提出期限内に長浜郵便局に局留で到着したもののみ有効として取り扱います。提出期限後に到達した入札書等は無効です。また、郵送開始日より前に手続きをされた場合、長浜郵便局での保管期限を超過した郵便は返却されますので、郵送開始日以降に手続きをしてください。

(2) 1枚の専用封筒に入れることができる入札書等は1件分に限りです。

(3) 一旦、提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 開札が終わるまで郵便局で渡された「受領証」は保管しておいてください。

(5) 郵便物の配達状況は、郵便物の受理書に記載されている引受番号により、郵便局への電話又はゆうびんホームページ (<http://www.post.japanpost.jp/>) で確認できます。

なお、本市への問い合わせには一切応じません。

### 5 入札書等の記入について

入札書等の記入にあたっては、次の事項に注意し作成してください。

#### (1) 入札書の様式

ホームページに公表する入札公告に掲載しますのでご活用ください。なお、任意の用紙の場合は必要とする事項を満たすよう作成してください。

#### (2) 入札書作成の注意点

① 入札書の日付は、入札公告に記載してある開札日を記載してください。

（郵便局への差出日や到着期限日ではありません。）

② 入札金額、工事番号、工事名称、工事場所、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）商号又は名称及び代表者名を記入し入札使用印を押印してください。

- ③ 入札金額はいかなる場合も訂正できませんので、記入を誤った場合は、新たな用紙を使用してください。また、入札金額以外の箇所を訂正した場合は、訂正箇所に入札使用印を押印してください。
- ④ 落札となるべき同価の入札が2名以上ある場合はくじ（抽選）で落札者を決定することになります。くじに備えて、あらかじめ3桁以内の任意の番号をくじ番号として入札書右上の欄に記入してください。

### (3) 見積内訳書作成の注意点

見積内訳書（任意様式※ただし、入札公告で指定する場合あり）の価格と入札書の入札金額は原則一致させてください。ただし、値引きによる入札価格との一致はできるだけしないでください。

一致しないことでは無効とはなりません、明らかに当該入札案件の見積内訳ではないと思われる場合は無効とします。

なお、低入札価格調査制度の対象工事については、見積内訳書は積算内訳書となり当該制度に従って提出してください。

※低入札価格調査制度の対象の有無は入札公告に記載します。

設計価格5億円以上の土木一式工事又は建築一式工事

## 6 郵送する前の最終確認

郵送する前に次の事項の記載について十分点検してください。

### (1) 入札参加申込専用封筒

- ① 入札書到着期限
- ② 開札日
- ③ 工事番号、工事名称
- ④ 入札者の商号又は名称及び代表者氏名
- ⑤ 封筒の裏に割印（入札使用印）

### (2) 入札参加申込書

- ① 日付（郵便局窓口持参日を記載）
- ② 入札申込者（入札者）の住所（所在地）、商号又は名称及び代表者氏名
- ③ 入札使用印の押印
- ④ 工事番号、工事名称、工事場所

### (3) 入札書

- ① 日付（開札日を記載）
- ② 入札者の住所（所在地）、商号又は名称及び代表者氏名
- ③ 入札金額
- ④ 入札使用印の押印
- ⑤ 工事番号、工事名称、工事場所
- ⑥ くじ番号（3桁以内の任意の番号）

### (4) 見積内訳書

- ① 日付（原則、開札日を記載）
- ② 入札者の住所（所在地）、商号又は名称及び代表者氏名
- ③ 見積金額
- ④ 入札使用印の押印
- ⑤ 工事番号、工事名称、工事場所

※見積内訳書は、記載内容が特定できる場合は有効とします。ただし、入札使用印の押印がないものは無効となります。

### (5) その他入札公告で必要とした書類

※市のホームページに「入札書を郵送する際のチェックシート」を掲載しますので、ご活用ください。

## 7 入札参加申込の無効

次の各号のいずれかに該当する入札参加申込は無効となります。

- (1) 入札に参加する資格がない者により申し込まれたもの
- (2) 持参、宅配便等で契約検査課に直接提出されたもの
- (3) 一般書留又は簡易書留以外の方法で郵送されたもの
- (4) 郵送された封筒に指定された事項が記載されていないもの
- (5) 入札公告で指定する到着期限より後に長浜郵便局に到着したもの
- (6) 長浜郵便局において契約検査課宛局留分として引渡しがなされなかったもの
- (7) 同一の入札について、2以上の封筒で申し込んだもの
- (8) 設計図書等の配付を受けていない者が申し込んだもの
- (9) 一旦郵送された封筒（入札書等を含む）の書き換え又は引き換えをしたもの

## **8 入札の無効** ※文章中の印は全て入札使用印ですので、ご注意ください。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効となります。

- (1) 入札参加申込書、入札書又は見積内訳書が同封されていない入札
- (2) 1枚の封筒の中に、複数の工事の入札書等を同封した入札
- (3) 1枚の封筒の中に、同一の工事について複数の入札書等を同封した入札
- (4) 郵送された封筒に記載された事項と同封された入札参加申込書、入札書、見積内訳書に記載された事項が異なる入札
- (5) 入札書の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (6) 入札書、入札参加申込書、見積内訳書に入札者の記名、押印のない入札
- (7) 入札参加申込書、見積内訳書に入札要件の記載がなく意思表示が明確でない入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所には訂正印がない入札
- (10) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (11) 入札公告で必要とした書類が添付されていない入札
- (12) 入札保証金を必要とする入札で、入札保証金を納めない者又は不足する者のした入札
- (13) 入札に関する条件に違反した入札

## **9 無効となった入札参加申込及び入札に係る取扱い**

- (1) 入札参加申込が無効となった場合は、開封せず、無効とした理由を説明のうえ返却します。
- (2) 入札が無効となった入札書等は返却しません。

## **10 開札について**

- (1) 到着した封筒は指定された開札日時まで開封せず、市の金庫で保管します。
- (2) 立会人について
  - ① 開札の立会をしていただく方（以下「開札立会人」という。）は、開札会場におられる入札参加者のうち希望される3名の方を開札立会人として選任いたします。開札の立会を希望される方（以下「開札立会希望者」という。）は、開札前に立会希望者名簿に署名していただき、4名以上の場合は、抽選により3名を決定します。なお、代理人が開札立会希望者となる場合は委任状が必要ですので、開札会場に入札執行者に提出してください。
  - ② 開札立会希望者が3名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない本市の職員を2名の範囲内で開札立会人に選任いたします。
  - ③ 入札参加の有無にかかわらず、誰でも開札を傍聴することができます。ただし入札執行者の指示に従わなければなりません。

(3) 開札立会人には開札時に次の事項を確認していただきます。なお、くじ（抽選）になった場合はくじ番号の抽出もしていただきます。

- ① 指定された郵送の方法で提出されていること
- ② 指定された期限までに長浜郵便局に到着していること
- ③ 封筒の封かん（未開封）がされていること

## 11 くじによる落札者の決定

落札となるべき同価の入札をした者が2名以上ある場合はくじ（抽選）により落札者を決定します。

くじは、開札立会人の立ち会いのもと、「落札となるべき同価の入札が2名以上ある場合のくじによる決定方法」により執行しますので、該当者が開札会場にいなくてもくじを執行し、落札者を決定します。

なお、低入札価格調査制度による調査基準価格を設定した工事で、その価格を下回った入札が行われ落札決定を保留した場合において、同価をもって入札した者が2名以上あるときは、当該方法により順位を決定します。

## 12 入札参加の取り消しについて

入札参加の取り消しは、開札の前までは行うことができます。取り消す場合は、入札参加取消届の書面を契約検査課へ直接持参してください。

なお、開札会場で取り消す場合は入札参加者又は入札参加者から委任を受けた者（開札立会の受任者）は開札前までに入札執行者に直接申し出ることも取り消すことができます。

また、入札参加申込後において技術者等の配置ができなくなった等の理由により参加を取り消す場合は入札参加取消書を提出してください。

## 13 入札の延期、中止、取消し等について

(1) 郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取り消しができるものとします。

(2) 郵便入札の開札を延期した場合には、到着期限までに到着した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止した場合は、速やかに入札参加者に返却します。

(3) 入札を中止又は取り消した場合において、入札参加申込に要した費用等は入札参加申込者の負担とします。

## 14 入札結果の公表について

入札結果は落札決定後、速やかに契約検査課において掲示するとともに、落札決定した日の翌々日（翌日が休日の場合はその翌日）に市のホームページに掲載しますのでご覧ください。

なお、落札者には電話連絡するとともに、落札決定通知書により通知します。

## 15 封書のあて先

〒526-8501 長浜郵便局留 長浜市役所 契約検査課 行

※郵便局の窓口で一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で、入札公告で指定した到着期限までに長浜郵便局留で必着するように手続きを行ってください。

## 16 ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

長浜市総務部契約検査課

電 話 0749-65-6507

ファックス 0749-65-6580